

入札心得

三木市総務部財政課

(趣 旨)

第1条 この入札心得は、三木市の一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならないことながらを地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、三木市契約規則（平成4年三木市規則第9号。以下「規則」という。）及びその他の法令、条例、規則などにに基づきその趣旨を記載したもので、入札参加者は、この入札心得の内容を十分承知して入札に参加して下さい。

(入 札 等)

第2条 入札参加者は、設計図書（仕様書）、工事現場及び入札に関する条件などについて十分理解したうえで入札に参加することが必要なので、設計図書（仕様書）等について疑義のあるときは、担当職員の説明を求めることができます。

2 入札参加者は、入札を代理人に行わせることができますが、代理人は、入札前に委任状を提出しなければなりません。この場合、入札書には、入札の参加者の住所、氏名のほか、当該代理人が記名押印しなければなりません。委任状を提出しない代理人が行った入札は無効となります。

3 入札参加者又は、入札参加者の代理人（以下「入札者」という。）は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

4 入札書は、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに入札執行者の指示により入札函に投入しなければなりません。

(入札のとりやめ)

第3条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公平に執行できないと認められたときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

(無効の入札)

第4条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効として扱います。

- ① 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札。
- ② 入札書が所定の時刻までに到着しない場合における入札。
- ③ 入札者が1人の場合においてその者がした入札。（指名競争入札のみ。）
- ④ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札、又これらの者がさらに他の者を代理して行った入札
- ⑤ 連合その他、不正な行為によってなされたと認められる入札。
- ⑥ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらが分明でない入札。
- ⑦ 金額を訂正した入札。（訂正印を使用した訂正も無効です。）

- ⑧ 入札保証金の全部又は一部を免除される場合を除くほか、入札保証金が納付されない場合における入札又はその金額が所定の額に達しない場合における入札。
- ⑨ 委任状を持参しない代理人が行った入札。
- ⑩ 明らかに別件の工事名称を記載した入札。
- ⑪ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- ⑫ 工事費積算内訳書の未提出や金額未記入、また工事費積算内訳書記載金額を上回る入札。(工事費積算内訳書の提出を求めた入札のみ。)
- ⑬ 入札に関する条件に違反した入札、入札者で入札執行中に不都合な行為があると認めるときは、その行為をした入札者または入札者の全てを失格者とし、新たに指名して再入札に付す場合があります。
- ⑭ その他、公告文あるいは入札通知書で指示した内容を満たしていない者が行った入札、又は入札執行者の指示に従わない者が行った入札。

(再度の入札)

第5条 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行います。

- 2 入札の回数は2回までとし、2回以内に落札しないときは、入札を打ち切ります。

(落札者の決定)

第6条 開札の結果により、次の入札をした者を落札者とします。

- ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格（売り払いの場合は最高価格）をもって入札した者。

ただし、その者が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又その者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるなど、契約の相手方として著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがあります。

- ② 最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者。

- 2 落札者となるべき同価格の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きで落札者を決定します。この場合において、くじ引きを辞退することはできません。

(入札の辞退)

第7条 入札の通知を受けた入札参加者で、入札を辞退しようとする者は、入札辞退届をその入札の直前までに提出しなければなりません。

- 2 入札執行日時の定刻までに、入札書の提出がないときは、入札を辞退したものとして処理いたします。

(異議の申し立て)

第8条 入札をした者は、入札後、この心得・仕様書・図面・設計書・契約書案及び現場等について不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(契約の締結)

第9条 契約の締結は、落札決定の日から、原則として7日以内の日付をもって契約締結日とします。

2 落札者は、落札決定の日から原則として7日以内に記名、押印のうえ、契約担当者に提出しなければなりません。

ただし、契約担当者の書面による承諾を得たときは、この期間を延長する事が出来ます。

3 落札者は、契約担当者の承諾を得ず、前項に規定する期間内に契約書案の提出がないときは、落札者はその効力を失うことになります。

4 契約書の作成を要しない場合において、落札者は、落札決定後7日以内に請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければなりません。

ただし、契約担当者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではありません。

(議会の議決を得なければならない契約)

第10条 議会の議決を経なければ締結できない契約（予定価格が15,000万円以上の工事又は、製造の請負）は、落札決定の日から7日以内に契約の担当者から交付された仮契約書に記名押印し、契約担当者に提出してください。この場合の仮契約書の締結については、前条第1項から、第3項に準ずるものとします。

2 本契約の締結については、議会の議決を得た後でなければ本契約を締結することができません。本契約の締結日は、議会の議決があった日をもって契約締結日とするものとします。

(契約保証金)

第11条 落札者は契約書を作成する場合には契約書の提出と同時に、契約金額の100分の10以上、又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提出しなければなりません。

なお、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めなくてもよいことがあります。

① 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

② 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

③ 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき。

④ 物件を売り払う契約を締結する場合において、当該物件が即納されるとき。

⑤ 物件を買い入れる契約を締結する場合において、当該物件が即納されるとき。

⑥ 契約金額が100万円未満であるとき。

(前払金)

第12条 請負業者が前払金を請求できるのは、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」の定めるところによる保証契約を締結しているときで、工事請負金額が300万円以上かつ工期が60日以上であるときでなければなりません。

2 請負業者が請求できる前払金額は、請負金額の10分の4をこえない範囲とし、かつその最高限度額は、5,000万円とします。

(部分払)

第13条 部分払いは、三木市契約規則第43条に基づき請負金額と履行期間により決定します。

(契約不適合責任期間)

第14条 請負業者は原則工事目的物の引き渡しのあった日から起算して2年間、その工事目的物について契約不適合責任を負わなければならない。

ただし、工事目的物の部分的に、契約不適合責任期間を必要とするときは、別途契約書及び設計書でこれを定めるものとします。

(建設業退職金共済組合掛金)

第15条 公共工事を受注し施工しようとするときは、退職金共済証紙を購入した掛金収納書を台紙に添付し提出しなければなりません。証紙の購入額は、請負金額(消費税額等を含む)が1,000万円未満は土木工事で1000分の4.1、舗装工事で同3.5、建築工事で同3.2~4.8、電気等設備工事で同2.9となっています。請負金額により目安となる割合が違っていますので、詳細は、**建退共兵庫県支部 ☎078-997-2333** までお問い合わせ下さい。

請負金額が500万円以上の工事については、掛金収納書の発注者への提出が必要ですから、指定用紙に掛金収納書を添付して契約締結後1ヶ月以内に財政課まで提出して下さい。

提出の必要がない場合でも、必ず購入して証紙を現場作業員に交付して、掛金収納書を大切に保管しておいて下さい。(後日、提出を求める場合があります。)

(設計図書等の有償譲渡)

第16条 入札者は、入札の通知の際貸与を受けた設計図書、仕様書は入札直前までに契約担当者に返還しなければなりません。

ただし、設計図書購入済の一般競争入札は、返還の必要はありません。

(工事の着手)

第17条 工事請負契約を締結したものには、契約を締結した日から7日以内に工事に着手しなければなりません。

- 2 仮契約を締結している工事は、議会の議決のあった日（本契約締結日）から7日以内に工事に着手しなければなりません。

（補 則）

- 第 18 条 請負者は、工事請負契約の日から工事の引継完了日までは、当該工事に対して全責任を負わなければなりません。
- 第 19 条 請負者は、工事請負契約案に基づいて契約を締結しなければなりません。ただし、請負契約案その他不明なことについては、契約担当者に説明を求めることができます。
- 第 20 条 請負者は、工事期間中に道路交通法等に違反したときは、その全責任を負わなければなりません。
- 第 21 条 請負者は、資材倉庫・工事現場事務所等、請負工事に直接関係のある仮設物の設置場所については市監督員と協議のうえ、その土地の所有者と交渉し承諾を受けなければなりません。
- 第 22 条 入札者及び請負者は、納付した入札保証金及び契約保証金の利息を請求することはできません。
- 第 23 条 工事の施工にあたって、工事現場において主任技術者又は、監理技術者の専任が必要とされるものについては、建設業法で定める資格を有する者を適正に配置しなければなりません。
- 第 24 条 市と工事等の契約を締結しようとする者は、公共事業の重要性を考慮したうえで、下請施工を必要とするものにあたっては、原則として市内業者に発注してください。なお、下請契約に際しては、建設工事標準下請契約約款又はこれに準じた内容をもつ契約を締結してください。
- 第 25 条 この入札心得に定めのないものについては、三木市契約規則、その他法令、要綱、要領等の定めるところによるものとします。

入札に関する留意事項

三木市総務部財政課

- 1 入札心得を十分熟知して、入札に参加してください。
- 2 入札の時間が来れば入札を実施しますので、時間に遅れないようご注意ください。
- 3 入札室での携帯電話等は、入札の支障となるので電源は切っておいてください。又、入札中に業者間での会話はしないようにしてください。
- 4 委任状、入札書の様式は任意ですが、用紙サイズはA4縦書、封筒は長3型でお願いします。封筒には、工事名・工事番号・会社名を記載しておいてください。
- 5 共同企業体（特定JV）の場合は、委任状・工事積算内訳書・入札書・封筒には必ず共同企業体名とその代表者名を記載してください。
- 6 代理人又は復代理人が入札に参加する場合は、必ず委任状を提出してください。委任状には、工事（業務）番号・工事（業務）名と委任者の名前及び代理人又は復代理人（受任者）の名前並びに委任事項が必ず記載されていること。また、委任者と受任者の印鑑の押し忘れのないようご注意ください。委任状を持参していない、あるいは委任状を提出しない代理人又は復代理人が行った入札は無効となります。
- 7 入札には、必ず印鑑を持参してください。
 - ① 本人が入札参加する場合 使用届出印鑑又は入札参加資格申請書に押印した印鑑
 - ② 代理人又は復代理人が入札参加する場合 ... 委任状に押印した印鑑
- 8 見積期間中の設計図書、仕様書は貸し付けとなっているので、必ず入札日に返却してください。（ただし、設計図書購入済みの一般競争入札は除く。）
- 9 入札金額に桁間違いのないように十分確認のうえ、入札執行者の指示に従って入札箱に投函してください。
- 10 金額訂正は無効入札となるので、入札書はコピーするなどして余分に用意してください。（訂正印を押した訂正であっても無効となります。）
- 11 入札は2回までとなっております。積算を確実に行って不調とならないようご注意ください。
- 12 工事費積算内訳書は、入札心得及び入札通知書に記載しているとおり未提出や金額未記入、会社印のない場合、また工事費積算内訳書記載金額と入札書記載金額が一致しない場合は無効入札となるので、十分注意してください。工事費積算内訳書は、第1回目の入札書投函に際し、入札書に同封して入札箱へ投函してください。
- 13 建設業法により公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者に経営事項審査を受けることが義務付けられています。審査基準日が到来しましたら速やかに経営事項審査を受けていただき、その経営事項審査結果通知書のコピーを企画管理部財政課まで提出してください。
- 14 入札当日は、入札会場の関係から1社（JVの場合は1企業体）につき入場人数は2名までとします。